

公益財団法人北九州観光コンベンション協会役員等の報酬規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第89条、第105条（第197条において準用する第89条、同第105条）及び第196条並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号及び公益財団法人北九州観光コンベンション協会定款第15条、第31条及び第32条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員及び顧問（以下「役員等」という。）の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

第2章 役員等報酬

(支給対象)

第2条 役員等の報酬は、定款第25条及び第27条に規定する専務理事又は常務理事が常勤である場合に、当該専務理事又は常務理事に対してのみ支給する。また、役員等の中で民間の公認会計士である監事にあつては報酬を支給する。

2 前項に定める報酬のほか、常勤役員等には、通勤手当を支給することができる。

3 第1項に定める役員等以外の非常勤理事、非常勤監事ならびに評議員は無報酬とする。

(支給金額決定基準)

第3条 前条で定める専務理事又は常務理事に対する報酬金額は、年額800万円を超えない範囲で、また、第2条第1項に定める監事については、年額20万円を超えない範囲で、報酬等の支給金額の決定に関する基準は、別表第1のとおりとする。

(報酬の支払方法)

第4条 役員等の報酬は、その金額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員等が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬の支給日)

第5条 役員等の報酬は、その月の月額的全額を毎月20日又は月末（支給日が休日の場合はその前日）に支給する。

第3章 規程の変更

(規程の変更)

第6条 この規程の変更は、評議員会の決議によるものとする。

(補 則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人西日本産業貿易コンベンション協会の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月26日から施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人西日本産業貿易コンベンション協会と公益社団法人北九州市観光協会が締結した合併契約書に定める合併の効力発生日から施行する。

別表第1（第4条関係）

報酬等の支給金額の決定に関する基準

（1）常勤理事の報酬等の支給金額決定基準

評議員会の決議によって定められた総額の範囲内（年額800万円以内）において、北九州市の定める規程等を準用し、決定する。

（2）常勤監事のうち、民間の公認会計士の報酬等の支給金額決定基準

評議員会の決議によって定められた総額の範囲内（年額20万円以内）において、当該監査業務等にかかる見積書等積算書類を徴収した上で、金額を決定する。
--